解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十二日

徳島市徳島町城ノ内二番地一

財団法人徳島市身体障害者連合会

代表清算人　植田　清

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十二日

福岡県大野城市仲畑一丁目一四番二五号

特定非営利活動法人日本バイオマス・リファイナリー協会　清算人　吉嗣　雅一

第三期決算公告

平成二十五年五月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産	一、六三六
固定資産	五〇二
資産合計	二、一三九
負債及び純資産の部	
流動負債	一、六六五
固定負債	一四五
株主資本	三三九
資本金	九〇
資本剰余金	一四七
利益剰余金	九一
（繰越利益剰余金）	（九一）
（うち当期純利益）	（六八）
評価・換算差額等	△一
負債及び純資産合計	二、一三九

平成二十五年七月十九日

浜松市中区神田町一五二二番地

株式会社鈴木組

代表取締役　村田　哲也

配当公告

山形県東置賜郡高畠町大字高畠一五六番地の二

破産者　株式会社増田組

右の者に対する山形地方裁判所平成十五年（フ）第六一五号破産事件の追加配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八三四、〇四二、七五九円

一、配当することのできる金額

金四三六、六六一円

平成二十五年八月十二日

山形市旅篭町一丁目二番五三号　金子ビル三階　破産管財人　弁護士　植田　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市赤川一丁目一一五番地一三、最後の住所函館市東山二丁目四九番一三号

被相続人　亡　石田　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十二日

北海道茅部郡森町字常盤町一五八番地三二

相続財産管理人　小長井　朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台六丁目一番地五二、最後の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台六丁目一番地の五二

被相続人　亡　阿部　義昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十二日

仙台市青葉区一番町一―六―一九壱番館ビル七〇一号

相続財産管理人　弁護士　井口　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市牛島東五丁目一六七番地四、最後の住所秋田県秋田市牛島西二丁目六番一八号

被相続人　亡　上村　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十二日

秋田県秋田市山王六丁目一一番三号増田ビル一―B佐々木俊幸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木俊幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市桧町一丁目一七番、最後の住所山形県山形市穂積一二五番地の四

被相続人　亡　柏田　宗秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十二日

山形市旅篭町二丁目二番二六号庄司ビル五階

相続財産管理人　弁護士　宇野　和娘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県須賀川市上北町一五四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐藤　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十二日

福島県須賀川市塚田一一番地司ハイツ須賀川A棟一〇一号室　須賀川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　裕也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川西市火打一丁目二九三番地、最後の住所兵庫県川西市火打二丁目四番一一号

被相続人　亡　平野　義幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十二日

兵庫県川西市萩原台西一丁目一七番地

相続財産管理人　戸越　照吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市富松町四丁目二五六番地一、最後の住所神戸市灘区鶴甲五丁目一番五〇号六甲翠光園　被相続人　亡　梶原　富子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十二日

神戸市中央区京町七一番地山本ビル六階

髙島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙島　章光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区足立四丁目一〇番、最後の住所東京都足立区足立四丁目一〇番一二号小林荘

被相続人　亡　大和田良雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十二日

事務所岡山市北区南方一丁目七番一三号

リベルテ南方二階　奥田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥田　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県柳井市余田一二六八番地、最後の住所山口県周南市若草町五番二五―三〇六号

被相続人　亡　田中　康夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十二日

山口県山口市熊野町一番一〇号ニューメディアプラザ山口六階

相続財産管理人　弁護士　佐伯　奉文

第６期決算公告

平成25年8月12日

埼玉県川越市仲町１番地12

株式会社まちづくり川越

代表取締役　大久保敏三

貸借対照表の要旨（平成25年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	36,486
	固定資産	100,708
	繰延資産	9,450
	合計	146,645
負債及び純資産の部	流動負債	56,369
	固定負債	106,516
	株主資本	△16,240
	資本金	35,000
	利益剰余金	△51,240
	その他利益剰余金	△51,240
	（うち当期純損失）	(2,910)
	合計	146,645